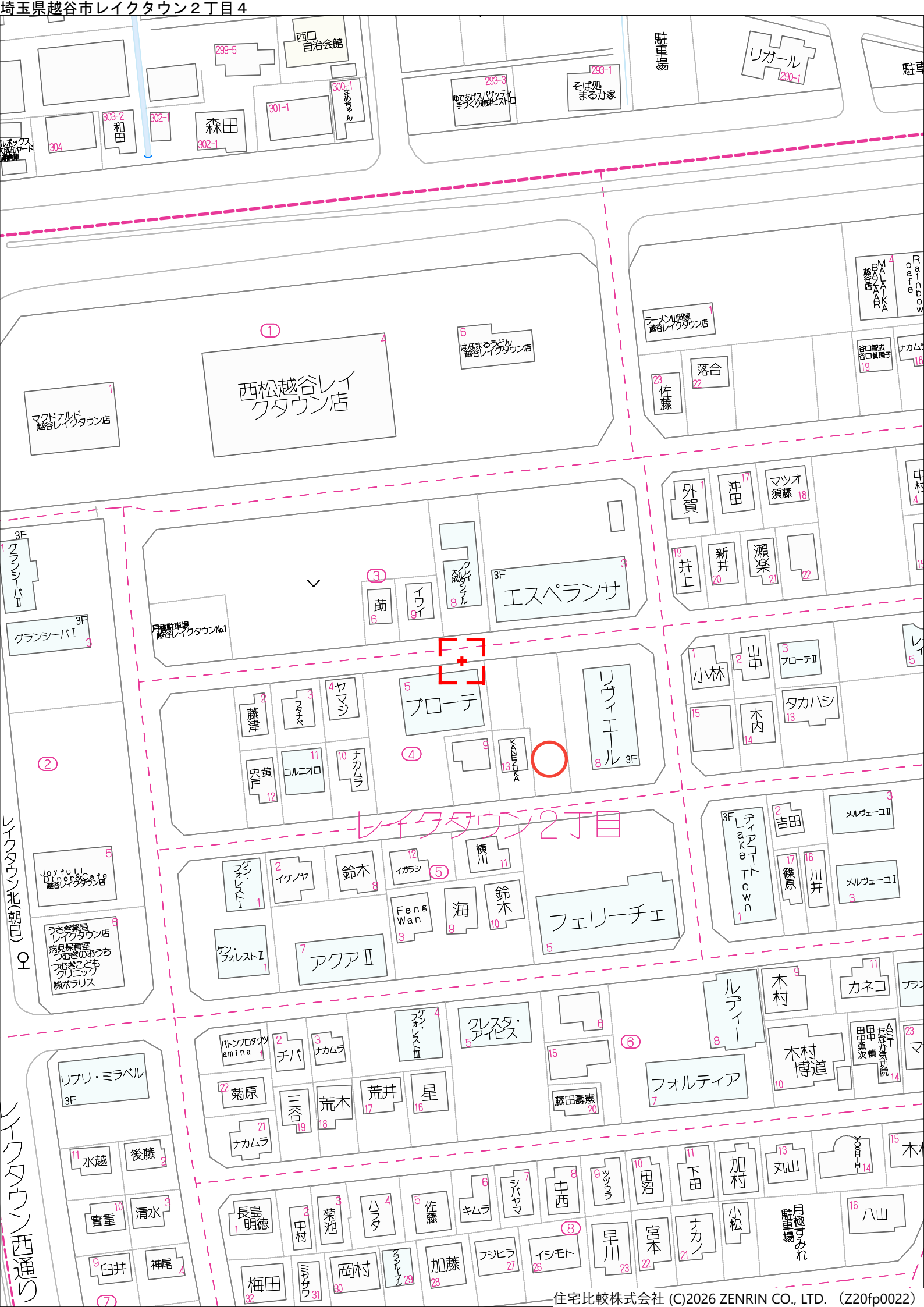
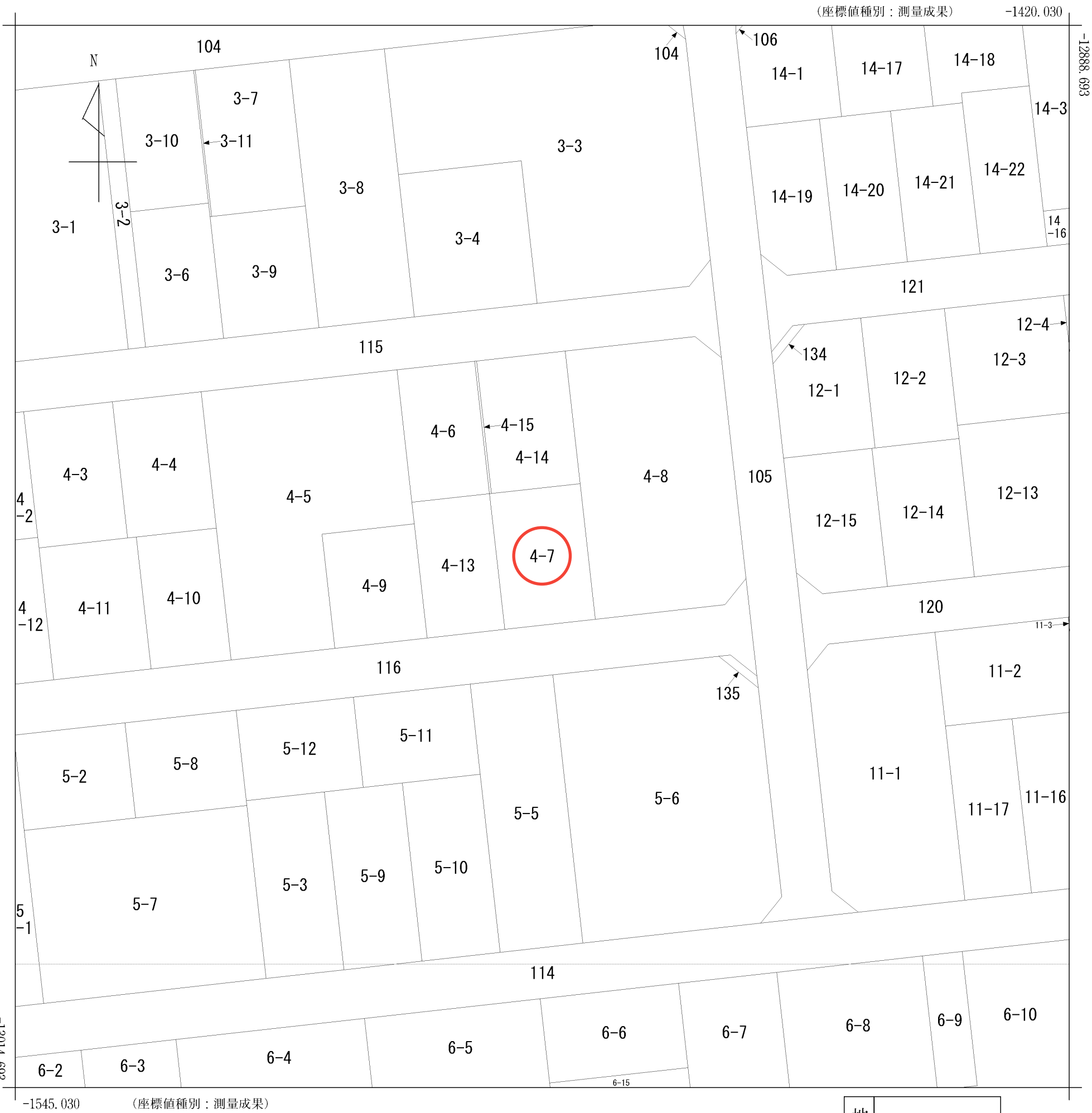








(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番
区域見出

レイクタウン
2丁目

請 求 部 分	所 在	越谷市レイクタウン二丁目					地 番	4番7			
出 縮 力 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座標系 番号又は 記号	IX	分類	地図に準ずる図面			種類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	平成26年11月15日				備 付 年 月 日 (原図)	平成26年11月17日			補 事 記 項		



2026/06/19 14:36 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	0301010102036
地図番号	26-R-18	筆界特定	余 白		
所 在	越谷市レイクタウン二丁目			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4番7	宅地	345:28		平成26年11月15日 土地区画整理法による換地処分 他の換地 越谷市レイクタウン二丁目3番4〔平成26年11月17日〕	
余 白	余 白	174:74		③4番7、4番14、4番15に分筆〔令和8年5月14日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和51年3月17日 第7464号	原因 昭和51年2月13日売買 所有者 越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 欣 二 土地区画整理法による換地処分により越谷市レイクタウン二丁目3番4の土地順位1番の登記を転写 平成26年11月17日受付 第31475号
2	所有権移転	令和5年10月19日 第21674号	原因 令和5年10月12日信託 受託者 埼玉県越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 一 翁
	信託	余 白	信託目録第171号
3	受託者の固有財産となった旨の登記	令和7年12月12日 第29499号	原因 令和7年12月12日信託財産引継
	2番信託登記抹消	余 白	原因 信託財産引継
4	所有権移転	令和8年5月22日 第10600号	原因 令和8年5月22日売買 所有者 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目13番2号エムステージ1階 住 宅 比 較 株 式 会 社 会社法人等番号 0300-01-112925

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成20年9月29日 第29817号	原因 平成20年9月29日設定 極度額 金2億3,650万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 欣 二 根抵当権者 さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8 株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行 (取扱店 越谷支店) 共同担保 目録(第)第7722号 土地区画整理法による換地処分により越谷市レイクタウン二丁目3番4の土地順位1番の登記を転写 平成26年11月17日受付 第31475号
付記1号	1番根抵当権変更	令和5年12月13日 第25848号	原因 令和5年12月13日変更 債権の範囲 債務者金塚欣二につき 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者金塚一翁につき 銀行取引 手形債権 小切手債権 令和5年12月13日併存的債務引受(旧債務者金塚欣二)にかかる債権 債務者 埼玉県越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 欣 二 埼玉県越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 一 翁

付記2号	1番根抵当権変更	令和7年12月12日 第29495号	原因 令和7年1月14日債務者金塚欣二の相続 債務者 越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 一 翁 越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 和 恵 三郷市南蓮沼725番地1 宮 田 益 枝 越谷市西方二丁目3番地4 金 塚 文 博
付記3号	1番根抵当権変更	令和7年12月12日 第29496号	原因 令和7年12月12日金塚和恵、宮田益枝、金塚文博の債務引受 債務者 越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 一 翁
付記4号	1番根抵当権変更	令和7年12月12日 第29497号	原因 令和7年12月12日変更 債務者 越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 一 翁 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 令和7年12月12日債務引受（旧債務者金塚和恵、宮田益枝、金塚文博）にかかる債権 令和7年1月14日相続による金塚一翁の相続債務のうち変更前根抵当権の被担保債権の範囲に属するものにかかる債権 令和7年12月12日債務引受（令和5年10月12日信託契約にかかる信託財産責任負担債務）にかかる債権
2	1番根抵当権抹消	令和8年4月1日 第7061号	原因 令和8年3月27日解除
3	根抵当権設定	令和8年5月22日 第10601号	原因 令和8年5月22日設定 極度額 金1億2,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目13番2号エムステージ1階 住 宅 比 較 株 式 会 社 根抵当権者 さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8 株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行 (取扱店 春日部支店) 共同担保 目録(※)第9509号

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(※)第7722号	調製	平成20年9月29日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	越谷市大成町三丁目 268番の土地 越谷市レイクタウン二丁目 3番4の土地	1	平成26年11月17日受付第31475号土地区画整理法による換地処分
2	越谷市大成町三丁目 269番の土地 越谷市レイクタウン二丁目 3番3の土地	1	平成26年11月17日受付第31475号土地区画整理法による換地処分
3	越谷市大成町三丁目 292番の土地	1	平成26年11月17日 土地区画整理法による換地処分により越谷市レイクタウン二丁目3番3に移記
4	越谷市大成町三丁目 144番地 (換地 同所 予定地番35街区4画地、5画地) 家屋番号 144番の建物 越谷市レイクタウン二丁目 3番地3、3番地4 家屋番号 3番3の建物	1	平成20年12月26日受付第40219号追加 平成26年11月17日受付第31476号変更 (所在、家屋番号)
5	越谷市レイクタウン二丁目 4番7の土地	1	平成26年11月17日受付第31475号土地区画整理法による換地処分 令和8年4月1日受付第7061号抹消

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(※)第9509号	調製	令和8年5月22日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	越谷市レイクタウン二丁目 4番6の土地	1	余 白
2	越谷市レイクタウン二丁目 4番7の土地	3	余 白
3	越谷市レイクタウン二丁目 4番14の土地	1	余 白
4	越谷市レイクタウン二丁目 4番15の土地	1	余 白

信 託 目 録	調製	余 白
---------	----	-----

番 号	受付年月日・受付番号	予 備
第171号	令和5年10月19日 第21674号	信託抹消 令和7年12月12日受付第29499号
1 委託者に関する事項	埼玉県越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 欣 二	
2 受託者に関する事項	埼玉県越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 一 翁	
3 受益者に関する事項等	受益者 埼玉県越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 欣 二	
	受益者変更 令和7年12月12日 第29498号 原因 令和7年1月14日信託終了 受益者 越谷市西方一丁目3430番地1 金 塚 一 翁	
4 信託条項	(信託の目的) 本信託契約（以下、この信託契約を「本契約」又は「本信託」という。）の目的は次のとおりとし、これを実現するため、受託者は、委託者の判断能力が低下したとしても、信託財産の管理・運用・処分を行うとともに、信託財産責任負担債務を履行する。 ①委託者の財産管理の負担を軽減すること。 ②受益者の安定した生活・納税・療養及び福祉の確保のため終生支援すること。 ③受託者が信託不動産たる収益不動産の管理運用を通じて、安定的な不動産経営を営み、継続的な収益を確保し、受益者の財産の保全と生活の安定に寄与すること。 ④受託者が信託不動産に受託者名義の居宅を新築することで、受益者の生活の安定に寄与すること。 ⑤資産の適正な管理運用処分を通じて次代への円滑な資産承継を図ること。 (信託財産の管理方法) 1. 受託者は、本契約に特段の定めがある場合を除き、次の方法により、信託不動産を管理・運用及び処分する。 ①委託者及び受託者は、本契約の締結以降、信託不動産について、受託者名義に信託を原因とする所有権移転登記及び信託登記申請手続きを行う。 ②本信託不動産に付する損害保険については、必要に応じて受託者を契約者とする手続き又はそれに準じた手続きを行うこととする。 ③信託不動産に受益者の居住用不動産が存在した場合は、これを受益者の生活の本拠として使用させ、居住用以外の信託不動産については、受託者の裁量で第三者に賃貸することができる。 ④信託不動産の維持・保全・修繕又は改良（土地の開発及び土地の分合筆等を含む。）は、受託者が適当と認める方法時期、手続き及び範囲において行い、それらに伴う不動産表示登記手続きをすることができる。 ⑤受託者は、必要に応じ、新たな建物の建設、解体、信託財産の売却、購入、交換、その他信託目的を達成するための一切の行為及び受託者名義の所有権保存登記又は所有権移転登記その他信託目的達成のため必要な登記手続きをすることができる。 ⑥受託者は前2号に伴い発生する一切の諸費用に関して、必要に応じて第三者から資金を借り入れ及び信託不動産に受益者若しくは受託者を債務者として担保権を設定し、担保権設定登記をすることができる。 ⑦受託者は、必要に応じて、信託不動産に設定された担保権を解除又は弁済等を原因として担保権の抹消登記手続きを行うことができる。 ⑧受託者が、受益者の希望及び本件信託の目的に照らし信託事務処理上必要であると認めるときは、信託不動産である土地上に受託者である金塚一翁及びその配偶者名義の建物を建築することを可能にするために、当該建物の所有者との間で信託不動産についての使用貸借契約又は賃貸借契約を締結することができる。 ⑨受託者は、前号により、金塚一翁及びその配偶者が建物を建築するときに発生する費用その他信託事務処理に必要な一切の諸費用を賄うために必要に応じて第三者から資金を借り入れる際に、信託不動産を抵当権その他の担保に供することができる。 ⑩受託者は本信託不動産について、本契約締結日において既に締結済みの賃貸借契約（以下「原契約」という。）の賃借人があるときは、原賃貸借契約上の賃貸人の地位及び権利義務を委託者から承継する。 2. 受託者は、本契約に特段の定めがある場合を除き、次の方法により信託金銭を管理・運用及び処分する。 ①受託者は、信託口座又は受託者名義の信託専用口座（以下、「信託口座等」という。）により管理しなければならない。 ②受託者は、信託金銭を用い、1. ①乃至⑩の各号の行為の費用及び本信託不動産の公租公課、敷金・保証金等の返還金、登記費用、債権者からの借入金債務、その他本信託に関して生じる一切の必要経費を支払うことができる。 ③受託者は、信託金銭を用いて受益者の日常生活費、施設のための費用、病院治療費・入院費等身上監護に必要な費用のために使うことができる。 (信託の終了の事由) 本契約の終了事由は、下記のとおりとする。 ①当初受益者である金塚欣二が死亡したとき ②受託者及び受益者又は信託監督人が合意したとき ③信託財産責任負担債務を円滑に返済できず、当該信託債権者から、期限の利益の喪失その他一括返済を求められたとき ④その他信託法に定める事由が生じたとき（信託法第164条第1項の場合を除く。） (その他の信託の条項) 1. 受益者は、受託者の事前の書面による承諾なく受益権の分割、放棄、譲渡又は質入れその他の担保設定等の処分をすることができない。ただし、信託不動産が債権者に担保提供されているときは、受益者は、上記承諾のほか、あらかじめ当該債権者の承認を受けなければならない。 2. 委託者の地位は相続により承継せず、本契約終了時の残余財産の帰属者（以下「残余財産帰属権利者」という。）にのみ帰属する。 3. 受託者は、本信託契約締結前に既に発生している委託者を債務者とする担保権付債務（さいたま地方税務局越谷支局平成20年9月29日第29817号確定前根抵当権、さ	

いたま地方方法務局越谷支局平成20年12月26日第40219号確定前根抵当権の各根抵当権により担保される債務（以下「当該債務」という。）につき、債務引受をすることにより、当該債務を信託財産責任負担債務とする。

(2) 受託者は、当該債務につき当該債権者と返済条件（返済期間、利率、毎月の返済額等）についての折衝や変更契約等の締結をすることができる。

(3) 受託者は、当該債務についての金融機関への借換手続き等の当該債務に関する一切の行為をすることができる。

4. 当初受託者が次に該当した場合には、その任務が終了し、第二受託者として次の者を指名し、当初受託者の地位を承継させる。

①死亡したとき
 ②任意後見監督人選任の審判がなされたとき
 ③後見開始又は保佐開始の審判がなされたとき
 ④受託者が辞任の意思表示を受益者又は信託監督人に通知したとき
 ⑤受益者又は信託監督人が、受託者に不慮の事故、病気等により信託事務を行えない事由が生じたと判断したとき
 ⑥その他信託法に定める事由に該当したとき

住所 埼玉県越谷市西方一丁目3430番地1
 氏名 金塚和恵
 生年月日 昭和34年7月18日

(2) 前項各号により第二受託者が就任できない場合、又は第二受託者の任務が終了した場合は、受益者又は信託監督人が後継受託者を指定する。

5. 受託者は、受益者からの要請があったとき、又は信託事務処理上必要と認めたときは、信託監督人及び受益者代理人を指定することができる。

(2) 次の者を当初信託監督人として指定する。

住所 埼玉県越谷市西方一丁目3430番地1
 氏名 金塚和恵
 生年月日 昭和34年7月18日

(3) 信託監督人及び受益者代理人がその任に就いたとしても、次に該当した場合には、その任務が終了する。

①死亡したとき
 ②本信託の受託者に就任したとき
 ③任意後見監督人選任の審判がなされたとき
 ④後見開始又は保佐開始の審判がなされたとき
 ⑤受託者の同意を得て辞任したとき
 ⑥その他信託法に定める事由に該当したとき

6. 委託者兼受益者は、下記事項をあらかじめ承諾する。なお、このとき信託法第31条第3項による受託者から受益者への通知は、要しないものとする。

①受託者である金塚一翁又はその配偶者が信託不動産を受託者から使用貸借又は賃貸借し、信託不動産上に金塚一翁又はその配偶者名義の建物を建築すること。
 ②前号の目的で、金塚一翁又はその配偶者が金融機関から建物建築資金その他これに関連する一切の資金の融資を受ける際に、信託不動産を担保に提供すること。
 ③金塚一翁又はその配偶者が信託不動産を建物の敷地として無償で継続して使用すること。

7. 本契約の定めは、受託者及び受益者又は信託監督人との合意により、本信託目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときに限り変更又は一部解除することができる。ただし、信託不動産が債権者に担保提供されているときは、受託者は、上記合意のほか、あらかじめ当該債権者の承認を受けなければならない。

8. 当初受益者である金塚欣二の死亡（「信託の終了の事由」①）により本契約が終了した場合の終了時の残余財産帰属権利者については、次のとおりとする。

①当初受託者金塚一翁とする。
 ②前号において、金塚一翁が既に死亡していた場合は、後継受託者金塚和恵とする。
 ③前号において、金塚和恵が既に死亡していた場合は、金塚一翁の相続人に帰属させるものとする。ただし、各残余財産の具体的な権利帰属先及び帰属割合については、当該権利者間の協議によるものとし、その合意は、本件信託終了時に遡って効力を生じるものとする。

(2) 「信託の終了の事由」②から④までにより本契約が終了した場合の残余財産帰属権利者は、本契約終了時の受益者とする。

(3) 残余財産帰属権利者は、本契約終了時に信託財産にかかる債務がある場合は、金融機関、その他債権者の求めに応じてこれらの債務の引受を行うものとする。なお、清算受託者は残余財産帰属権利者による債務の引受がなされるまで、残余財産帰属権利者に対して引き渡すべき信託財産に属する財産を留置することができる。

(4) 信託終了手続きに要する費用は、残余財産帰属権利者の負担とする。

9. 清算受託者として、本契約終了時の受託者を指定する。

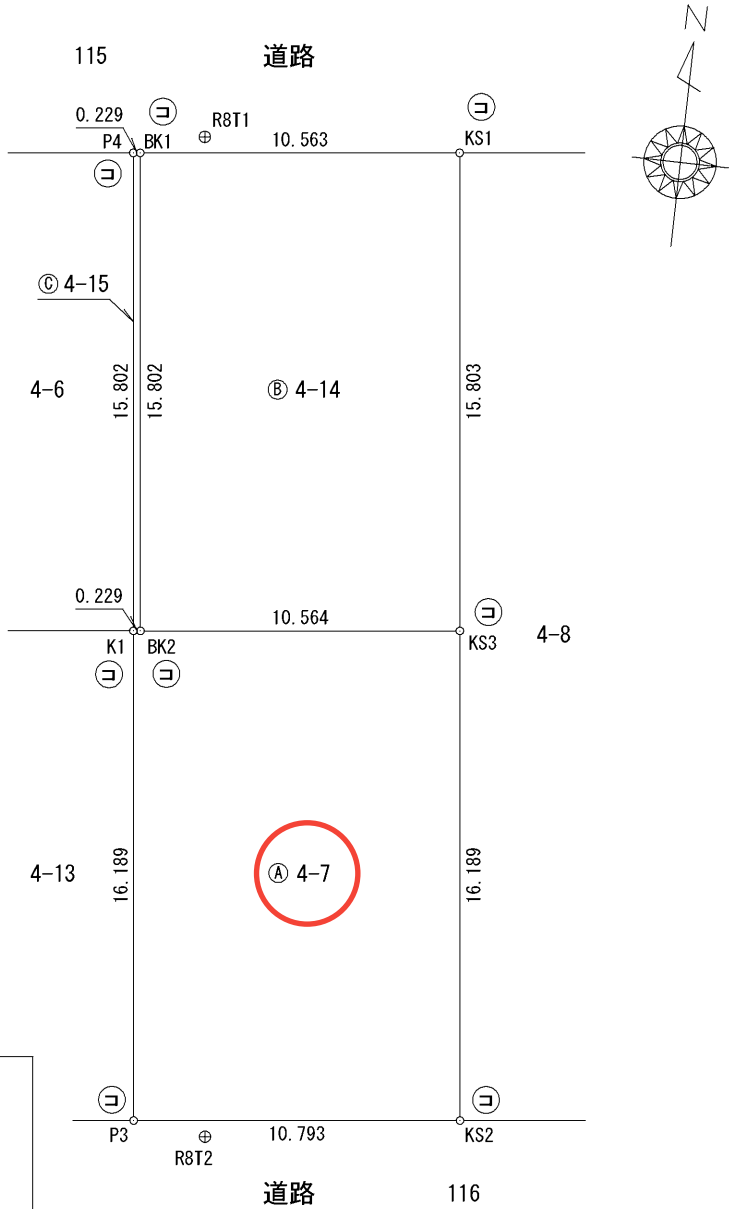
(2) 本契約の終了に当たり、清算受託者は、残余財産の全てを、これに関する一切の債権債務関係と共に残余財産帰属権利者に引き渡し、残余財産帰属権利者は、当該債権債務を引き受けるものとする。

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

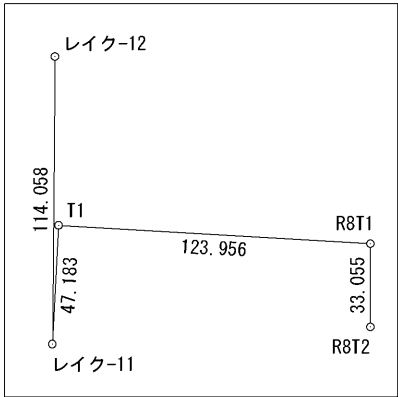
求積表						
地 番 ㉠ 4-7						
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)		
KS2	-12959.117	-1476.267	8.922	-115621.241874		
KS3	-12943.028	-1478.072	-12.304	159251.016512		
BK2	-12944.201	-1488.571	-10.727	138852.444127		
K1	-12944.226	-1488.799	1.577	-20413.044402		
P3	-12960.315	-1486.994	12.532	-162418.667580		
合 計				-349.493217		
合 計 面 積				174.7466085		
地 積				174.74㎡		
地 番 ㉢ 4-14						
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)		
KS3	-12943.028	-1478.072	8.736	-113070.292608		
KS1	-12927.323	-1479.835	-12.261	158501.907303		
BK1	-12928.497	-1490.333	-8.736	112943.349792		
BK2	-12944.201	-1488.571	12.261	-158708.848461		
合 計				-333.883974		
合 計 面 積				166.9419870		
地 積				166.94㎡		
地 番 ㉣ 4-15						
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)		
BK1	-12928.497	-1490.333	-1.990	25727.709030		
P4	-12928.522	-1490.561	1.534	-19832.352748		
K1	-12944.226	-1488.799	1.990	-25759.009740		
BK2	-12944.201	-1488.571	-1.534	19856.404334		
合 計				-7.249124		
合 計 面 積				3.6245620		
地 積				3.62㎡		
総合計面積				345.3131575㎡		
地 番				面 積		
㉠ 4-7				174.7466085㎡		
㉢ 4-14				166.9419870㎡		
㉣ 4-15				3.6245620㎡		
基準点の名称及び座標値						
点 名		X座標	Y座標	標 識	名 称	
R8T1		-12927.733	-1488.270	刻 印	参照点	
R8T2		-12960.583	-1484.591	刻 印	参照点	
T1		-12934.259	-1612.055	金属鈹	参照点	
レイク-11		-12981.361	-1609.291	金属標	3級基準点	
レイク-12		-12867.899	-1620.939	金属標	3級基準点	
凡 例	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別
	㊦	石 杭	㊧	金 属 鈹	㊨	刻 印
	㊩	コンクリート杭	㊪	金 属 杭		
	㊫	プラスチック杭	㊬	金属プレート		
作成者		白岡市小久喜253番地1 土地家屋調査士 齋 藤 秀 彦 (令和 8 年 5 月 8 日作成)				

地番	4-7、4-14、4-15
土地の所在	越谷市レイクタウン二丁目

地積測量図



基準点網図 1/3000



測量年月日	令和8年5月5日
測地系	世界測地系（測地成果2011）
座標系	IX系

申請人

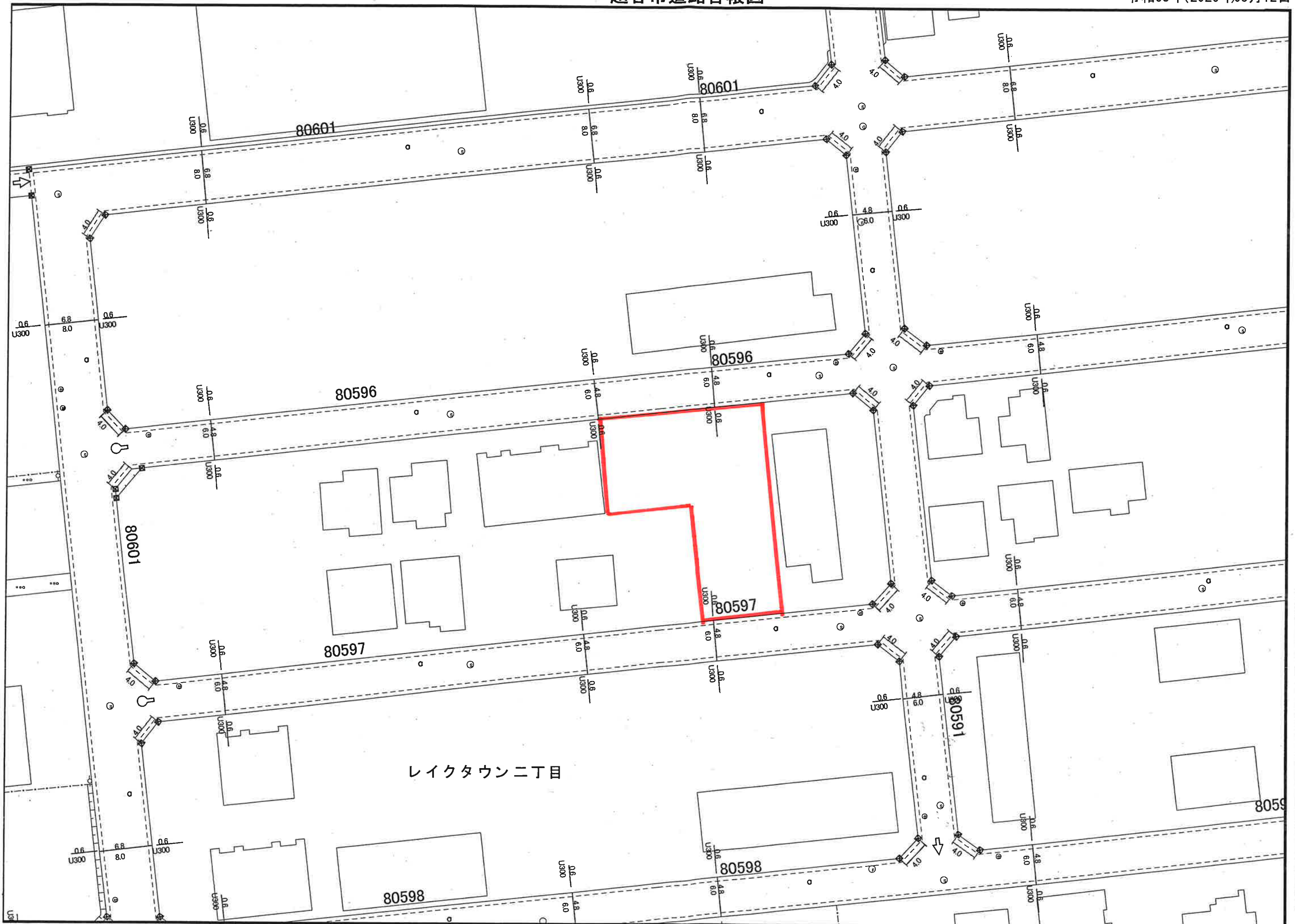
金塚一翁

縮尺

1/250

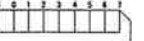


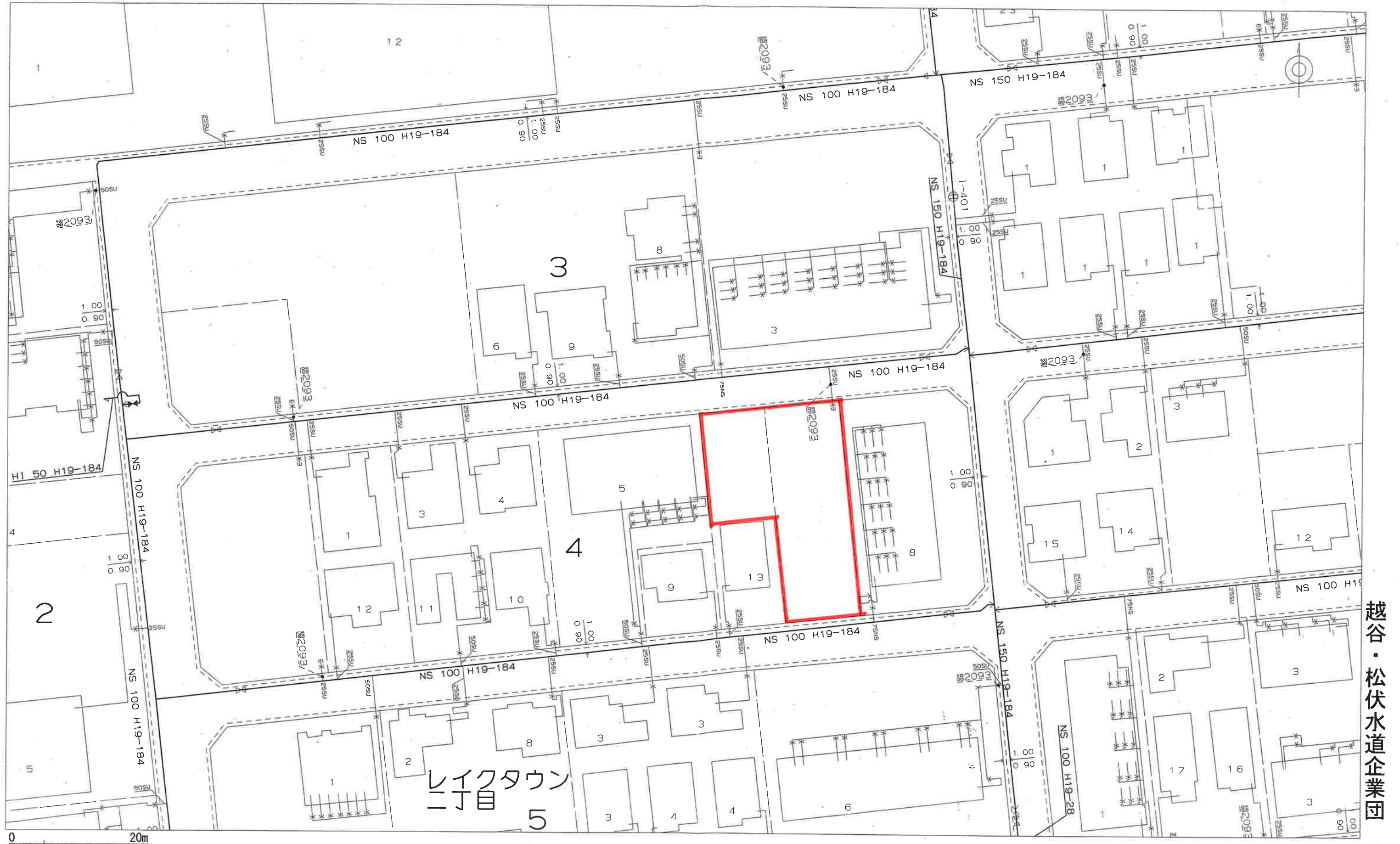
大字名称
レイクタウン二丁目



この図面は現況での道路区域を示しているものです。
また、図面において現況が変わっているところもありま
すので、現地を確認してください。

縮尺 1 : 500





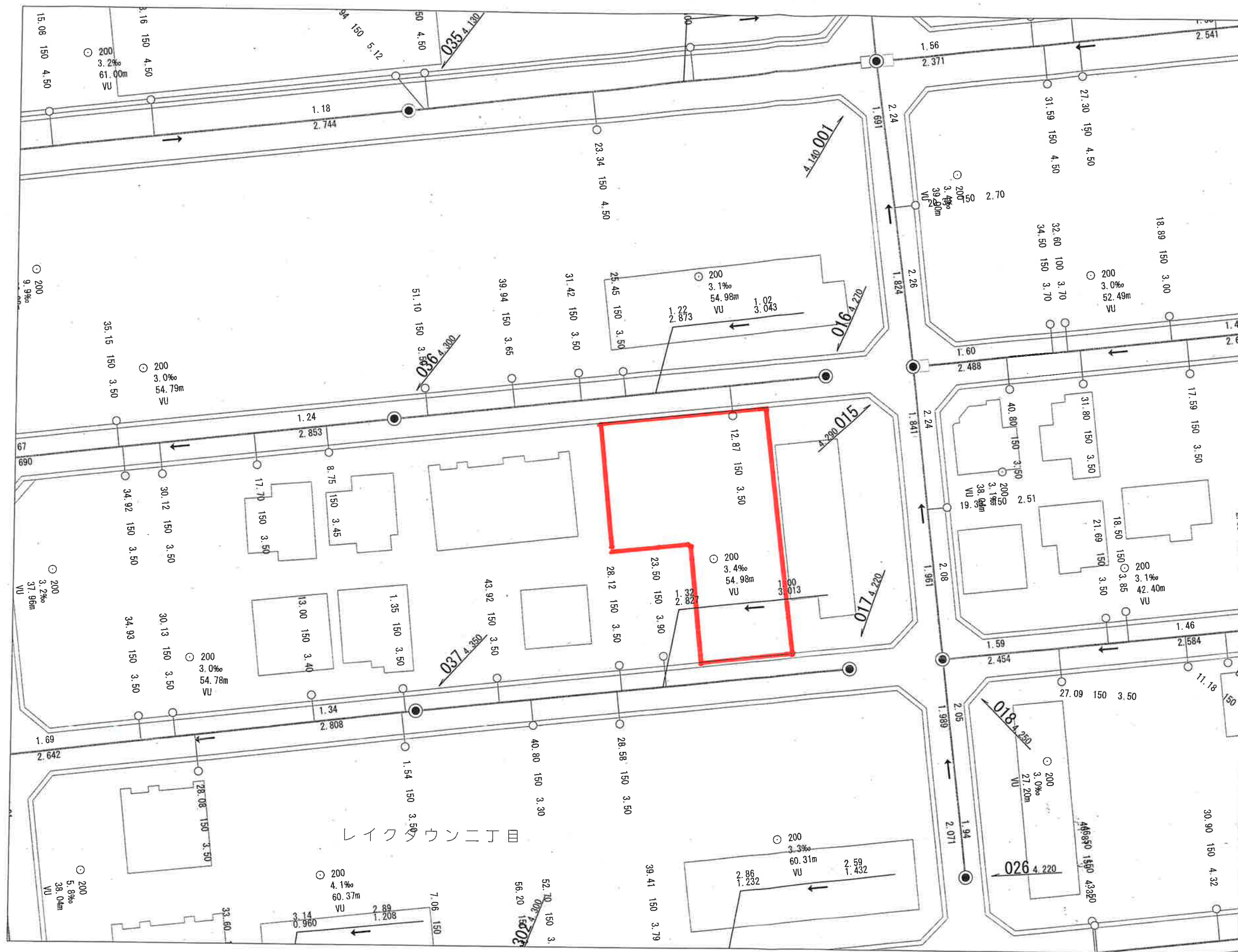
越谷・松伏水道企業団では、できる限り最新で正確な配・給水管図の提供に努めておりますが、経年の変化などによる不整合が生じている場合がありますので、必ず現地確認をして下さい。配・給水管図の複写、複製を禁じます。

縮尺：1/500 2026/03/12 16:35:16

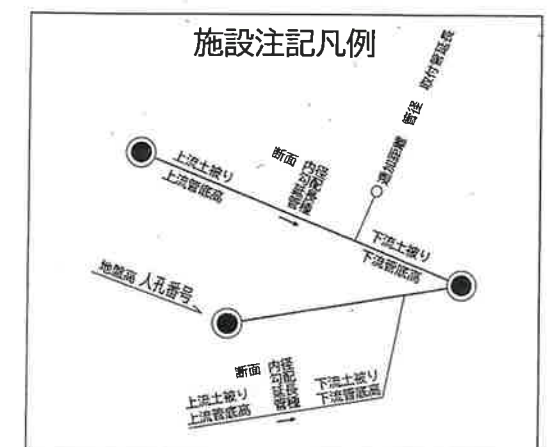
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間データ基盤）、数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）、数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地名情報）、数値地図（国土基本情報）基盤地図情報（数値標高モデル）及び基盤地図情報を使用した。（承認番号 平25情使、第954号）

下水道台帳図

印刷年月日: 2026/03/12



マンホール個別凡例	
□	0号マンホール
●	1号マンホール
○	2号マンホール
◎	3号マンホール
⊙	4号マンホール
⊛	特殊1号マンホール
⊕	特殊円形マンホール
⊔	特殊角形マンホール
MP	マンホールポンプ
⊠	伏せ越し室
⊡	小型マンホール1
⊢	小型マンホール2
⊣	点検孔
⊤	楕円マンホール
✱	ダミーマンホール
管渠種別凡例	
○	円形
□	矩形
◇	卵形
?	管渠断面不明
VU	硬質塩化ビニール管
HP	鉄筋コンクリート(ヒューム管)
TP	陶管
DCIP	ダクタイル鋳鉄管
樹種別凡例	
○	公共汚水樹
	キャップ止め
	キャップ止め(自己都合)
?	不明樹



越谷市では、できるだけ正確な情報の提供を務めておりますが、経年変化などによる不整合が生じている場合があります。従って、本図面を設計、工事等に利用される際は、下水道施設の位置等を必ず現地で調査・確認のうえ、ご利用ください。越谷市の下水排除方式は分流式です。このサービスで提供している下水道施設は污水管を表示しています。



回答

回答者	仲村 由美恵								
連絡事項（ガス会社より）									
埋設管情報	本支管敷設: 有り ガス種: 都市ガス 本支管情報1 <table><tr><td>区分: 本支管</td><td>圧力: 低圧</td><td>管種: ポリエチレン管</td><td>口径: 50 mm</td></tr><tr><td>離れ: - m</td><td>土被り: - m</td><td>埋設年:</td><td></td></tr></table>	区分: 本支管	圧力: 低圧	管種: ポリエチレン管	口径: 50 mm	離れ: - m	土被り: - m	埋設年:	
区分: 本支管	圧力: 低圧	管種: ポリエチレン管	口径: 50 mm						
離れ: - m	土被り: - m	埋設年:							
引込管情報	宅地引込管: 有り 引込管情報1 <table><tr><td>圧力: 低圧</td><td>管種: ポリエチレン管</td><td>口径: 30 mm</td></tr></table>	圧力: 低圧	管種: ポリエチレン管	口径: 30 mm					
圧力: 低圧	管種: ポリエチレン管	口径: 30 mm							
負担金	無								
特記事項									
添付資料									

申請情報

申請ID	25-19790	申請日時	2026/3/15 09:39
ステータス	回答あり 2026/3/16 11:16	申請内容	埋設管調査
申請場所	埼玉県越谷市レイクタウン2丁目4-6		
現況	更地	調査目的	売買
ご計画内容	戸建住宅		
会社名	住宅比較株式会社	申請者	新井悠希
連絡先Mail	yuki@juutakuhikaku.com	連絡先TEL	09061297592
連絡先携帯	09061297592		
施工主	担当者		
TEL			
施工業者	担当者		
TEL			
補足コメント			
添付資料			

申請エリア



回答資料



越谷レイクタウン北地区計画

地区 建築 物 等 に 関 連 す る 計 画 項	地区の 区 分	地区の名称 地区の面積	① 地 区 約 4 4. 3 ha	② 地 区 約 3. 9 ha	③ 地 区 約 6. 0 ha
	建築物等の用途の制限 (建築条例化)				次に掲げる建築物は 建築してはならない。 (1)ホテル又は旅館 (2)自動車教習所 (3)葬儀場 (4)自動車車庫（建築 物に付属するもの を除く） (5)畜舎で床面積の合 計が15平方メート ルを超えるもの
	建築物の敷地面積の 最低限度 (建築条例化)		1 5 0 平方メートル	2 0 0 平方メートル	5 0 0 平方メートル
			ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1)公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要な ものの敷地として使用する場合。 (2)当計画が決定される以前から、当該規定に適合しない敷地について は、その全部を一の敷地として使用する場合。		
	壁面の位置の制限 (建築条例化)		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線 までの距離は、次に掲げるものとする。ただし、建築物の敷地面積の最 低限度に満たない敷地については、60センチメートル以上とすることが できる。		
			1メートル以上	道路境界線から1.5 メートル以上、隣地境界 線から1メートル以上	1メートル以上
			なお、次の各号の一に該当する建築物は、壁面の位置の制限は適用しない。 (1)物置等で軒高2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メート ル以下のもの (2)車庫で外壁を設けないもの		
	建築物の高さの最高 限度 (建築条例化)				
	建築物等の形態又は 意匠の制限		建築物等の形態又は意匠の制限は、次に掲げるものとする。		
			(1)敷地外に落雪のおそれのある屋根には、雪 止め等を設ける。 (2)建築物の屋根、外壁又は工作物等は色彩に 配慮し、原色を避け、周辺環境に調和した ものとする。	(1)敷地外に落雪のおそ れのある屋根には、 雪止め等を設ける。 (2)建築物の屋根、外壁 又は工作物等は色彩 に配慮し、原色を避 け、周辺環境に調 和したものとする。 (3)屋上に設ける建築 設備等は、外部か ら直接見えにくい 構造とする。 (4)屋外広告物を設け る場合は、越谷レ イクタウン土地区 画整理事業の区域 内に存する店舗等 のものとする。	
	かき又はさくの構造 の制限		道路に面する側にかき又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。 ただし、門柱等の出入口部分は、この限りでない。 (1)生け垣 (2)前面道路面からの高さが1.2メートル以下の塀とし、植栽を施したもの。 ただし、塀の高さが60センチメートルを超える部分は、鉄さく、金 網等の透視可能なもの。		